

秋田県図書館協会研修部会設置要項

(設置)

第1条 秋田県図書館協会（以下「協会」という。）会則第13条の規定に基づき研修部会（以下「部会」という。）を設置する。

(活動)

第2条 部会は、次の活動を行う。

- (1) 協会が開催する研修会等に関すること。
- (2) その他、協会加盟館職員の資質向上に関するここと。

(部員)

第3条 部会は、次の部員をもって構成する。

- (1) 市町村図書館等職員 6名程度
- (2) 県立図書館職員 2名程度
- (3) 秋田県図書館協会顧問

2 部員は、協会会长が委嘱する。

(部長及び副部長)

第4条 部会に部長及び副部長を置く。

- 2 部長及び副部長は、部員の互選により選出する。
- 3 部長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、部長が招集する。

- 2 部長は、必要に応じて部員以外の者の出席を求め、意見、助言を聴取することができる。

(部員の任期)

第6条 部員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、協会事務局が行う。

(委任)

第8条 この要項に定めのない事項は、部会において別に定める。

付則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。